

随意契約によることとした理由

1 件名

新アリーナ整備に係る検討支援業務

2 業務概要

現在、民間主導で検討が進められている新アリーナについて、当該施設の整備によって創出される活力とにぎわいを、地域住民の日常生活と調和させ、エリア全体で「平和文化」を体现することができるよう、官民一体となって「オール広島」でその実現に向けて取り組むことが求められている。

本業務では、アリーナ整備に係る先進事例等を踏まえた条件整理、民間側が想定する事業スキームに対する本市の関与条件の整理など、専門的知見を活用しながら検討を深めることを目的として実施する。

3 契約の相手方

(1) 所在地

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号

(2) 名称

P w C アドバイザリー合同会社

4 随意契約の根拠規定

- ☒ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
- ☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務の履行については、民間の専門知識、経験、ノウハウ、優れた企画等が求められることから、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

公募の結果、2 者から提案があり、「新アリーナ整備に係る検討支援業務プロポーザル審査会」において、審査を行ったところ、当該業者が受託候補者として特定された。

よって、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び本市の物品売買等に係る随意契約ガイドライン「オ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき。」に該当）に基づき、当該業者と随意契約を行うものである。